

第三者評価結果公表基準（一時保護所）

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人ワークショップ「いふ」

②評価調査者研修修了番号

SK2024167(06-032)

SK2024168(13-007)

19-008

③施設名等

名称：	熊本県中央児童相談所 一時保護所
施設長氏名：	村上 善生
定員：	26名（実質18名）
所在地（都道府県）：	熊本県
所在地（市町村以下）：	熊本市東区长嶺南2-3-3
T E L：	096-381-4451
【施設の概要】	
開設年月日	1964/4/1（熊本県児童相談所条例施行日） ※現在の建物は平成元年築
経営法人・設置主体（法人名等）：	熊本県
職員数 常勤職員：	9人
職員数 非常勤職員：	10人
有資格職員の名称（ア）	児童指導員
上記有資格職員の数：	5人
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の数：	4人
有資格職員の名称（ウ）	看護師
上記有資格職員の数：	1人
有資格職員の名称（エ）	児童心理司
上記有資格職員の数：	2人
有資格職員の名称（オ）	学習指導員
上記有資格職員の数：	2人
施設設備の概要（ア）居室数：	10室（男児棟：個室1、居室4 女児棟：個室1、居室4）
施設設備の概要（イ）設備等：	学習室、食堂、屋内遊戯室、浴室、トイレ、宿直室、職員室ほか

④理念・基本方針

一時保護所の理念

- 1 子どもの最善の利益を最優先に考慮します
- 2 子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図ります
- 3 子どものアセスメントを行い、適切かつ具体的な援助指針作成の一端を担います

令和7年度の目標

- ① 児童の安心安全な生活を確保するため、トラウマインフォームドケアに基づいた児童支援の実施、子どもの権利についての意識の向上、危機管理対応、入所児童の安全管理、健康管理を適切に行うとともに、児童の権利擁護に配慮した環境整備、DXに向けた取組みも踏まえた保護所運営を実施する。
- ② 入所児童の援助方針の策定にあたり、児童施設・初動課、児童支援課、心理判定課と迅速かつ、より緊密な連携を図りながら、効果的な援助指導等を行い、適切、的確な行動観察を実施する。
- ③ 職員の研修へ積極的な参加、OJTの充実等を行い、職員のスキルアップを図る。

⑤施設の特徴的な取組

- ・混合処遇（一時保護の理由や年齢（概ね2歳から18歳未満）、性別、特性等がさまざまな子どもが同じ空間で生活）
- ・所外レクリエーション、所内レクリエーションの定期的な実施
- ・昼食交流会や季節行事（花見、バーベキュー、夏祭り、ハロウィンパーティ、餅つき、クリスマス会、節分など）の実施
- ・心理司による集団心理療法『きづき』の実施
- ・学習指導員による子どもの学力等に応じた学習の取り組み
- ・日課を通して、子どもの自立に向けた支援（入浴や排泄の自立等）
- ・中庭（すべり台・ブランコ・鉄棒・砂場・ジャングルジム）の設置活用
- ・漫画本や遊具類をできる限り充実

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2025/9/16
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2026/2/24
受審回数	2回
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和4年度

⑦総評

◇特に評価が高い点

* 子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援の実践

入所時、一時保護所では職員が笑顔で受入れ、保護所での生活について分かりやすく優しく説明し、好きな食べ物や、趣味・特技などの会話をしながら不安を和らげ温かく迎え入れている。第三者評価のために行ったアンケートに「ここの生活が良かった」「まあ良かった」と75%の子どもが回答しており、子どもが安全な環境で職員を信頼し、安心感を持って過ごせるような支援が行われていることを確認することができる。

* 子どもからの聞き取りに際しての適切な配慮

一時保護所の生活の中で、子どもが思いなどを話し始めたら、個室や医務室などに移動して、こどものペースを大切に、安心して話せるよう配慮している。児童指導員は、非誘導的な受け答えを心がけて話を聞くことにしている。第三者評価のために行ったアンケートの問、「あなたが何でも話せる職員や児童相談所の人はいいますか？」に、回答したすべての子どもが「いる」としており、安心して話せる環境に配慮されていることが確認できる。

* 食事を楽しむ支援

栄養バランスに配慮した家庭的な料理が適温で提供されている。子どもからのリクエストメニューは、給食会議で検討して提供している。子ども会議では、「食堂のおやつで食べたいもの」をテーマに話し合い、希望を厨房に依頼するなど、食べることを楽しめるように様々な工夫を行っている。食事についてのアンケートには、ほとんどの子どもが「おいしい」と回答している。

* 適切な行動観察と情報共有

三者協議で整理された行動観察のポイントに沿って、こどもの全生活場面を観察し、個人別に記録して職員会議で発表し共有している。行動観察表作成に際しては、観察会議で確認・修正し、客観性が確保されるように努めている。行動観察は、こどもの言動のみならず、職員の所見、実施したことなど、詳細に記録されている。子どもの強みについての視点も意識して観察し記録されている。

* 一時保護施設としての質の向上を図るための一体的な取組み

第三者評価受審に際して、一時保護課職員のみならず、中央児童相談所所長をはじめ、児童施設・初動課、児童支援課、心理判定課の課長が、自己評価に参加しており、一時保護所の質の向上に向けて一体となって取り組んでいる。

◇改善が求められる点

* 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定

一時保護所年間計画は、主に行事計画が文書化されている。本年度実施すべき事業は、保護課職員の個々の事務分掌表に明記されているが、一時保護課としての事業計画の文書化は見られない。単年度の事業計画として明文化し、一時保護課全職員で共有することが望まれる。

また、年度の目標については、年度末に達成度が測れるように、より具体的に明記することが望まれる。

* 職員の専門性向上のための計画的な研修の実施と研修を受けやすい職場環境の整備

ガイドラインに沿って質の高い支援を行うには、一時保護所職員の専門性及び質の向上は不可欠である。職員一人ひとりの育成に向けた取組が望まれる。また、研修を受けやすい職場環境整備のために、職員の支援体制の強化についても検討されることを期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価においては、短い期間でありながらも、当所の取り組みを丁寧にご確認いただき、貴重なご意見とご助言を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

評価が向上した項目については、日々の支援の積み重ねが一定の成果として認められたものと受け止め、職員一同の励みとなっております。一方で、評価が低下した項目や改善の余地があるとされた点については真摯に受け止め、子どもの権利擁護と安全・安心な環境づくりのため、早期の改善に向けて取り組んでまいります。今後も第三者の視点を大切にしながら、より質の高い支援体制の構築に努め、保護されてくる子どもにとって最善の環境を提供できるよう継続して取り組んでまいります。

今回の受審に際してご協力いただいた関係者の皆様やワークショップ「いふ」の皆様方にお礼申し上げます。誠にありがとうございました。

熊本県中央児童相談所 一時保護所

第1部 こども本位の支援

1. 一時保護施設の理念・基本方針	第三者 評価結果
【No.1】 一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護所の理念を「1 子どもの最善の利益を最優先に考慮します」、「2 子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図ります」、「3 子どものアセスメントを行い、適切かつ具体的な援助指針作成の一端を担います」と明文化している。理念は、一時保護の目的に即した内容となっており、職員は、こどもの安全の確保、保護を行うとともに、保護所内での全生活を通して丁寧に行動観察を行い、行動診断を行っている。</p> <p>訪問調査日のこどもたちの様子や、日誌に記録されている行動観察の詳細な内容から、理念が行動規範として職員に浸透し、実践されていることを確認することができた。</p> <p>平成30年3月以降見直しされていなかった中央児童相談所一時保護所運営指針は、一時保護ガイドラインの見直しを踏まえ、令和6年度より見直しを行っており、令和7年度中に完成させる予定となっている。</p>	
【No.2】 こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>こどもには入所前に、児童福祉司から一時保護所についての説明が行われている。保護所では、笑顔で受入れ、保護所での生活について分かりやすく優しく説明し、不安を和らげるために、好きな食べ物や、趣味・特技等の会話をしながら温かく迎え入れている。入所時は、個室で対応し、プライバシーにも配慮している。</p> <p>第三者評価のためのこどもアンケートの問、「全体を通してここでの生活はどうでしたか？」について、「良かった」「まあ良かった」と75%のこどもが回答しており、こどもが安全な環境で職員を信頼し安心感を持って過ごせるような支援が行われていることを確認することができた。</p>	
【No.3】 相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>児童福祉司・児童心理司・児童指導員で行う三者協議では、相談種別にかかわらず、こどもが虐待等の不適切な養育を体験している可能性を踏まえた視点で行動観察のポイントを定め、それに沿って児童指導員による行動観察が実施されている。</p> <p>保護所職員は、保護所内で毎月実施されている研修のなかで、トラウマインフォームドケアについて学んでおり、こどものことばや行動の背景について、TICの視点で対応し、行動観察を行っている。</p>	
【No.4】 こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>職員は、こどもの良い所、得意なことなどを積極的に探して伝え、こどもが自信を持ち、自己肯定感を増すようなコミュニケーションを心がけて支援している。</p> <p>こどもが好きで、将来保育士になりたいというこどもには、可能性を開くようにポジティブなメッセージで励まし、将来の生活を前向きに捉えられるよう支援を行っている。バーベキュー・夏祭り・ハロウィン・クリスマス・餅つきなど季節ごとの行事や、パズル・スクラッチアートなど、こどもが興味や関心を持って楽しく活動に取り組めるよう生活を組み立てている。</p> <p>カラオケ大会で熱唱しているこどもの写真の表情から、自分の想いを安心した環境で精一杯発散している様子が伺えた。</p>	
【No.5】 個別支援を適切に行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>日課に沿った集団生活を基本としているが、体調がすぐれない時や、学習時間に参加できない時などは居室での休息を促したり、食堂で食事ができない時は、自室で摂れるよう配慮し、臨機応変に対応している。「今日は、日課に沿った生活ができなくても、明日はがんばろうね」と声をかけながら支援している。</p> <p>ガイドラインには、こどもの状況やニーズに応じた個別ケアは大前提と明示されており、より個別的な支援を実践するためには、職員体制の基盤強化についての検討も必要かと思われる。</p>	

2.子どもの権利・子どもの意向の尊重

[No.6] 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>入所時に担当児童福祉司が「子どもの権利ノート」に沿って説明し、子どもに配付している。入所後は、子どもがいつでも子どもの権利について確認できるよう保護所内にある子ども一人ひとりのファイルに保管されている。</p> <p>第三者評価のための「子どもアンケート」の問、「子どもの権利についての説明」について、わずかではあるが、「説明されたが分からなかった」「覚えていない」等の回答もあることから、保護所においても年齢や理解に応じてより分かりやすい資料で継続して説明するなどの支援も期待したい。</p>	
[No.7] 子どもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>子どもが担当児童福祉司や担当児童心理司との面接を希望した際は、児童指導員は、面談が行なわれるようサポートしている。</p> <p>令和7年12月に「しゃべり場」と称して第1回子ども会議が開催され、「食堂のおやつで食べたいもの」をテーマに話し合いを実施している。</p> <p>就寝前に書く日記には、アンケート用紙が添付されており、自由に書き、意見箱に入れる仕組みはあるが、意見箱は常設ではなく、日記を書く場所に、都度、職員によって意見箱が持ち込まれるため、安心して入れやすい環境とは言えない。子どもが意見や意向を表明しやすい環境づくりへの更なる工夫が望まれる。また、意見箱は定められた手順に沿って開錠し、意見を出した子どもの入所期間中にフィードバックが行われるように対応することが望まれる。</p>	
[No.8] 子どもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>アドボケイトを導入する前に、職員研修が行われており、アドボケイトの機能について職員も理解している。毎週1回、アドボケイトが来所し、希望する子どもの意見表明等の支援を行っており、入所中の子どもにとって使いやすい仕組みになっている。遊戯室近くの廊下の壁には、来所するアドボケイトの顔写真と名前・呼称などが掲示されており、子どもが親近感を持てるように配慮されている。</p> <p>今後は、アドボケイト以外の外部機関に相談できる仕組みづくりが望まれる。</p>	
[No.9] 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、理解を得ているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護の理由や目的については担当児童福祉司が説明し、決定に際しては、子どもの意見や意向を聞くこととしている。一時保護所での生活等については、入所時のオリエンテーションで児童指導員が優しく説明し、不安や緊張を和らげる様に配慮している。</p> <p>入所後、一時保護の理由が理解できない子どもや、納得できない子どもについては、担当児童福祉司に様子を伝え、子どもが理解できるように再度説明するよう依頼している。その後の面接の結果については担当児童福祉司より保護所に報告が行われている。</p> <p>子どもアンケートへの回答からは、保護の理由や目的について、十分理解できていない子どもの様子も窺われるので、子どもの年齢や理解に応じて継続した説明を行うことを期待したい。</p>	
[No.10] 保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分に聞いているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>現状や今後の見通しについては、子どもと担当児童福祉司との面接で説明されている。児童指導員は、面接後の子どもの様子や表情等を注意して観察し、子どもの思いを把握するよう努めているが、児童指導員による聞き取りは行われていない。担当の児童福祉司・児童心理司・児童指導員の三者は、グループ内の情報共有システムを構築しており、子どもを取り囲む現在の状況、今後の見通しなどの情報を共有しながら、子どもの意向も聞いて支援している。</p>	
[No.11] 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護の解除時期や解除後の生活等については、子どもと担当児童福祉司との面接時に説明されている。面接での内容、子どもの意向や気持ち、様子などは面接記録に残されており、児童指導員へも報告されている。児童指導員は、面接後の子どもの様子を見守り、不安を抱える子どもの思いに寄り添いながら側面的な支援を行っている。解除時期や解除後の生活等について、担当児童福祉司からの問い合わせ等があった場合は、児童指導員も協力して支援している。</p>	

[No.12] こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>生活の中で、こどもが、思いなどを話し始めたら、個室や医務室などに移動し、こどもの話すペースを大切に、安心して話せるよう環境に配慮している。職員は、こどもの人権へ十分配慮して、非誘導的な受け答えを心がけて話を聞き、安心感を与えるように支援している。聞き取った内容は、日誌に記録するとともに、担当児童福祉司・担当児童心理司との情報共有システムで共有している。こどもから聞いた話は、担当児童福祉司・担当児童心理司にも伝えることをこどもに伝えている。</p> <p>第三者評価のために行った「こどもアンケート」の間「あなたが何でも話せる職員や児童相談所の人はいますか」に、入所中の全てのこどもが「いる」と回答しており、安心して話がしやすい環境に配慮されていることが確認できる。</p>	
[No.13] こどもの援助指針(援助方針)等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>保護所内でのこどもの意見や意向は、日誌に詳細に記録して保護所内職員全員や、担当児童福祉司・担当児童心理司と共有している。援助方針会議では、本人の声・意向や、関係者の意見等も参考に検討されている。</p> <p>しかし、こどもが主体的に参画し、自己決定していくことのできるような支援については、これからの課題としている。</p>	
[No.14] 一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>こどもは毎日就寝前に日記を書くことが日課の一つになっている。こどものアンケートに「朝、聞きたい曲があったら日記に書けば流してくれる」と、嬉しかったこととして書いている。意向を伝えることで叶えられたこどもの嬉しい様子が感じられる。</p> <p>食事やおやつに関するこどもの要望などは、給食会議を通して厨房に伝えられ、対応されている。</p> <p>意見箱に入れられた意見は、一覧にまとめられており、できることから対応している。しかし、意見箱は、毎週開錠することとなっているが、開錠が遅れる場合も見られる。出されたこどもの意見を尊重し、こどもの入所中に速やかなフィードバックを行うことが望まれる。</p>	
3.一時保護施設における権利制限	
[No.15] 通信、面会等に関する制限は適切か	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>閉鎖型施設であり、安全確保のため通信、面会等は制限されている。制限については、担当児童福祉司よりこどもに説明されている。こどもや保護者の状況等を見ながら、担当児童福祉司が通信、面会について制限を緩和しながら支援している。</p>	
[No.16] 一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>入所時に、生活する上での決まり事「一時保護所でのお約束」や、日課等について説明している。</p> <p>入所時に髪染めの染戻し、マニキュアの色落とし、装飾品のピアスははずす等、小中高のルールを参考にして決められている。また、生活面では、いじめ防止の観点から給食のやり取りは禁止、お代わりのルールなど、ルールが定められている。今後、現在のルールが子どもの安全や福祉の観点から本当に必要か、定期的に点検・見直しを行うことが期待される。</p>	
[No.17] 個別対応は適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>器物破損や、こども同士の暴言・暴力等が生じた場合は、クールダウンのために隔離して個別対応を行うことはあるが、懲罰的な目的でのこどもの集団からの分離は行われていない。また、分離した理由をこどもに説明している。分離した支援においても、こどもの生活の質は確保されている。</p>	
[No.18] 合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>私服やシャンプー、心理的な安心グッズとしてのぬいぐるみや枕などは持ち込めるが、保護所内での生活で必要と思われるものは所持品一覧表に記載し、職員室保管、倉庫保管として管理している。スマートフォンなどの通信機器の持ち込みは認められていない。</p> <p>今後、こどもの意見も踏まえながら、私物持ち込み制限について、定期的にルールを見直すことを期待したい。</p>	

4.入所しているこどもの権利擁護・権利侵害防止	
[No.19] 被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 入所時に配付され説明される「こどもの権利ノート」に職員から暴力を受けた時には、すぐに他の職員に相談できること、児童相談所に連絡できることが明記されている。職員には問題行動に関する研修を実施し、トラウマインフォームドケアの視点での支援や、複数の職員で対応するなど工夫して虐待等の発生予防に努めている。また、職員は、施設内虐待防止自己チェックリストを毎月実施して自らの行動を振り返り人権擁護の徹底に努めている。被措置児童等虐待防止マニュアルも整備されている。</p>	
[No.20] こども同士での権利侵害(暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等)の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 入所時に配付される「こどもの権利ノート」のはじめに、自分の権利、他の人の権利について明記され説明されている。また、どんな理由があっても、暴力をしてはいけないこと、いやなことをされたときは、職員に相談することも説明されている。職員は、こどもの行動を丁寧に観察し、気になることは日誌や、職員会議で情報共有し、権利侵害が発生しないように取り組んでいる。 こどもを対象にした集団心理療法も児童心理司により実施されている。 しかし、昨年度はこども間の暴力、対職員への暴力等の事案が発生していることから、発生時の対策として、緊急時どのような応援が得られるか、相談部署も含めた協力体制の構築が望まれる。また、暴行等への対応マニュアルの見直しや、過去の事例を参考に対応訓練を実施することも必要と思われる。</p>	
[No.21] 国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 生まれ育った国や家庭環境などにより食事の制限や、慣習、お祈り等、特別な対応を必要とするこどもについては、担当児童福祉司から保護所に要望が伝えられている。保護所ではできるだけ尊重し、個別的な対応を行うとしている。過去には、宗教上食べられない食材について、除去食で対応しており、必要に応じて個別対応をすることとしている。</p>	
[No.22] 多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 多様な性的指向・ジェンダーアイデンティティのこどもが入所した際は、配慮して欲しいことを聴き取り保護所内で共有し、できるだけ対応することとしている。しかし、居室やトイレは男女で分かれており、物理的な環境では対応が限られている。同性が恋愛対象となるこどもが入所する際は、一人部屋とすることで、できるだけ問題が生じないように工夫している。</p>	
第2部 一時保護施設的环境・運営体制	
1.一時保護施設的环境	
[No.23] 一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 当施設は、ユニット化や全室個室化には至っていないものの、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を遵守した運営が行われており、定員超過が常態化する状況には至っていない。建物の構造上、設備による制約はあるが、夕食後から就寝前までの自由時間は、学習室と食堂を開放し、複数のこどもが使用できるスペースを確保している。しかし、現在、浴室が男女共用となっているため、今年度中に浴室を増設し、改善するとしている。 混合処遇の弊害の解消や、こどもが個人としての生活の確保を選択できるように、ガイドラインに沿って、ユニットの整備や個室化等、中長期的なビジョンにもとづく計画の検討も期待したい。</p>	
[No.24] 一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 施設は築後37年が経過しており、建物の構造上、プライバシーに十分配慮した造りとはなっていない。屋内は清掃が行き届いており、居室や廊下、遊戯室、学習室、食堂などは生活の場として、清潔な環境が保たれている。畳敷きの居室は、殺風景な雰囲気、こどもが自分の部屋、自分の場所と思えるような環境とは言えない。しかし、職員は日常生活場面において、閉塞感を与えないように、やさしく声をかけ、こどもと一緒にお菓子作りを楽しむなどして家庭的な環境づくりに工夫している。必要な修繕については、予算請求を行いながら取り組んでいるが、訪問調査日は多目的ホールの一部の壁紙の剥離が見られた。生活環境整備に必要な予算の獲得と継続した取組が望まれる。</p>	

2.職員体制・職場環境	
[No.25] 管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>施設管理者として一時保護課課長が運営を総括している。管理者の役割は、「令和7年度一時保護課事務分掌表」に、一時保護課全職員の役割と共に明示され、職員に配付して周知している。しかし、事務分掌表には指導教育担当としての明記は見られず、スーパーバイズ体制が明確に示されていない。現在は、一時保護課課長が、こどもの受入れ調整や日々の支援、予算、勤務予定表に関する事、入所児童の意見表明に関する事などを行いながら、実質的には指導教育担当の役目も担い、総括としてリーダーシップを発揮しマネジメントを行っている。</p> <p>今後は、指導教育担当職員を明確にし、スーパーバイズの体制を整えることが望まれる。</p>	
[No.26] 一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護施設の設備及び運営基準に基づく職員が配置されている。しかし、近年、個別指導を必要とするこどもが増加しており、職員の時間外労働が常態化している現状にある。また、シフト制のため、研修出張・病欠・産休・育休等をカバーするために負担を感じている職員の思いが自己評価から読み取れる。ガイドラインでは、「一時保護中のこどものケアの大前提は個別ケアである」と示されており、ガイドラインに沿ったこどもの処遇を実現し、質の高い支援を行うためには働きやすく、ゆとりのある職場環境を整備することが大切であると思われる。マンパワーを含めた現状を見直し、職員体制の強化が必要と思われる。</p>	
[No.27] 一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>夜間帯の職員体制は、正規職員1名、会計年度任用職員2名の計3名の配置となっており、設備及び運営基準を満たしている。宿直勤務体制のため、22時以降の行動観察、こどもの処遇や適切な見守りについては、不安を示す職員の声が聞かれる。職員の不安を解消するために、夜間帯における職員体制についての見直し、検討を期待したい。</p>	
[No.28] 職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護所年間計画・年度目標として「職員の研修へ積極的な参加、OJTの充実を行い、職員のスキルアップを図る」としている。年間研修計画に基づいて、毎月1回、心理判定課の職員が講師となり一時保護所全職員を対象にテーマ別研修や事例研修が実施されている。また、職員の経験や習熟度を考慮し、「国立児童自立支援施設武蔵野学院」や「西日本こども研修センターあかし」などで開催される研修にも職員を参加させることで専門性の向上を図っている。なお、職員の自己評価からは、個別指導を求める声が見られる。今後は職員一人ひとりの育成に向けた研修計画と研修の実施が望まれる。また、研修履歴の整備も期待したい。</p>	
[No.29] 職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>定期健診・人間ドック・ストレスチェック・産業医面接等が実施されており、熊本県職員としての健康管理体制は整えられている。管理者は、職員の休暇希望等ではできるだけ取り入れて勤務シフトを組むことに配慮している。しかし、一時保護業務の特性上、休憩時間の確保や有給休暇の取得が容易でなかったり、時間外労働が続くなど、厳しい職場状況であることが、職員自己評価から伺える。</p> <p>こどもの権利を守る役割を担う職員は、精神的な負担も大きい職場であることから、職員を守るために、より一層の職場環境づくりと支援体制の整備が望まれる。</p>	
3.情報共有・関係者間連携	
[No.30] 一時保護施設全体がチームとして運営できているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>日誌の活用や自治体専用チャットシステム等の使用により、こどもの生活の様子、留意事項等の必要情報を職員間で確認・共有できる仕組みが確立している。シフト制勤務のため、毎朝の職員会議と夜間指導員との会議で、こどもの様子や行動など、きめ細かな情報が引き継がれ、チームとしてこどもの支援・指導が行われている。職員間のコミュニケーションを大切に、相互に補完しながら取り組んでいる。</p>	

【No.31】 児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護所職員は、児童福祉司、児童心理司との三者協議を通して、行動観察のポイントや援助の方向性を確認するなどして連携している。また、日々のこどもの記録は、日誌形式でパソコン上で作成しており、ネットワーク機能を活用し、一時保護所内職員及び児童福祉司、児童心理司と共有して連携している。</p> <p>今後、担当児童福祉司、担当児童心理司が観察会議へ参加ができない場合の方策について、相談部門と検討し連携強化を図ることが期待される。</p>	
【No.32】 情報管理を適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>個人情報の取扱いは、熊本県の個人情報保護に関する規程や、中央児童相談所一時保護所運営指針に基づいて行われている。個人情報の取扱いに関しては、熊本県職員として、毎年、研修受講が必須となっており、個人情報保護に関する理解が深められている。一時保護所では、こどもの個人情報が記載されている書類等は、職員以外の入室が禁じられ、常時施錠管理されている職員室に保管されている。また、職員室内のホワイトボードに記載されているこどもの個人情報、外部からの来訪者の目に触れないよう必要に応じて覆い、情報管理の徹底に取り組んでいる。不要な書類はシュレッダーや溶解処理で廃棄し、個人情報漏洩防止の徹底に取り組んでいる。</p>	
【No.33】 ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>職員が必要に応じて記録作成等が行えるよう、必要な台数のパソコンが設置されている。こどもの行動等を記録した日誌や写真については、共有ファイルに保存されており、関係職員が相互に閲覧できる環境が整えられている。しかし、相談部門で管理することもに関する情報へは、一時保護所から接続できないため、自治体専用のチャットを活用している。</p> <p>令和7年度の目標の一つに「DXに向けた取組みも踏まえた保護所運営を実施する」と明文化されており、今後、ICTを更に活用した業務の効率化に向けた取組みが進められることになっている。</p>	
4.関係機関との連携	
【No.34】 医療機関と適切に連携しているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>嘱託医として児童精神科医が配置されており、こどもの一時保護期間中の診察に加え、必要に応じて保護解除後も円滑に治療が継続できるような体制が構築されている。また、会計年度任用の看護師が配置されており、入所時の健康チェック、日々の健康管理等を行うとともに、必要時は児童福祉司とともに、こどもの受診に同行したり、服薬管理等を行っている。隣接して日赤病院があり、緊急時には適切な医療を受けられる環境となっている。</p> <p>更に、一時保護児童の治療の円滑化と県の関係機関との連携を図っていくため、今年度より「子どもの支援や治療に関する意見交換会」(熊本県立こころの医療センター・熊本県こども総合療育センター・熊本県中央児童相談所)を発足させている。</p>	
【No.35】 警察等と適切に連携しているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>警察との連携は、主に相談部門で行われているが、保護所内におけるこども同士の暴行や無断外出事案等が発生した場合は、警察の迅速、適切な協力が得られるような体制が整備されている。児童相談所に常駐している現職警察官が必要に応じて面接や面接の付添い等を行っている。保護所内でこどもの暴力行為等が発生した場合の安全確保や抑制のための対応の仕方などについて、警察官から研修を受けている。</p>	

第3部 一時保護施設における支援

1.一時保護施設の運営	
【No.36】 緊急保護を適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>夜間・休日に関わらず、緊急保護が必要な場合は対応している。夜間は、宿直職員が対応することになっている。受入れ時の入所状況しだいでは、個室対応ができない場合もあり、必要に応じて委託先へ緊急保護を依頼するなどして適切に行っている。</p>	
【No.37】 一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護所における生活面のケアは「日課」を柔軟に運用しながら、こどもの状況や意向等に応じてこども一人ひとりの支援が行われている。こどもの年齢や発達に合った基本的な生活習慣が身につくように掃除、洗濯、配膳、下膳、入浴、排泄等を通して援助が行われている。なお、個室は男女ともに1室のみのため、こどもが一人になれる時間や場所が限られている。休日にイベントを企画するなど、こどもが楽しく過ごせるように工夫をしている。</p>	

【No.38】 レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>こどもの好みやニーズに合った様々なレクリエーションプログラム、ゲームなど自由に遊びのできる環境を提供している。遊戯室には大きなスクリーンが設置され、映画鑑賞会や、カラオケ大会、ダンスの練習、エクササイズ等、こどもが楽しい時間を過ごせる様配慮している。定期的に所外レクリエーションを企画しており、動物園や恐竜博物館などの見学、ハロウィン、クリスマス会、餅つき等のイベントが実施されている。レクリエーションは、閉鎖的な環境においても、こどもたちが和み、くつろげる大切なひとときとなるように、様々な工夫が施されている。</p> <p>遊具の安全点検は、担当職員により毎月1回、業者により毎年1回定期的実施されている。</p>	
【No.39】 食事を適切に提供しているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>栄養バランスに配慮した家庭的な料理が適温で提供されている。献立は変化に富み、こどもからのリクエストメニューについては、給食会議で検討したうえで厨房の協力を得て提供している。食物アレルギーのあるこどもに対しては、誤食が生じないように、他のこどもとはトレイの色を分けて提供するなどの配慮が行われている。食事についてのアンケートには、ほとんどのこどもが、「食事がおいしい」と回答している。12月に開催したこども会議では、「食堂のおやつで食べたいもの」をテーマに話し合い、希望を厨房に依頼するなど、みんなで食べることを楽しめるように様々な工夫を行っている。また、厨房においては衛生管理を徹底しており、調理員は定期的に検便を実施するなど、食事の安全・安心の確保に努めている。</p>	
【No.40】 こどもの入浴は適切か	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>入浴は原則、毎日実施している。入浴の順番については、担当職員がこどもの人数に応じて、入浴順番・時間を工夫している。職員が手薄になる時間帯をさけるために入浴時間は13:00からとしている。現在、一時保護所の浴室は1か所のみであるが、今年度中に増設を行い、男女別の浴室を整備することになっている。</p> <p>入浴に必要なシャンプーやリンス等の消耗品は、適切に用意されている。</p> <p>業務マニュアルによると、入浴はシャワーが基本となっているが、浴室増設後は、浴槽で温まり心身ともにリラックスできるような入浴支援も期待したい。</p> <p>訪問調査当日、入浴後、職員に髪を乾かしてもらい嬉しそうな表情のこどもの様子が観察された。</p>	
【No.41】 こどもの衣服を適切に提供しているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>衣類は私物の他、必要に応じて貸与も行い、季節や活動の内容にあった適切な衣類を選べるように支援している。下着に関しては新品を提供している。衣類は2セットの使用を基本とし、毎日、入浴後に洗濯することで清潔を保っている。小学生以上は下着、靴下の手洗いを指導し、洗濯物干しは自分で行えるように支援している。</p> <p>保護所内の限られたスペースでは、衣類の保管場所確保が難しく、職員は在庫管理作業に苦労している様子が伺えた。こどもが着たい服を選びやすいように在庫を整理して保管できるスペースの確保に向けた取組が望まれる。</p>	
【No.42】 こどもの睡眠は適切か	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>こどもの年齢や状況に応じた就寝・起床時間を設定している。小学生未満のこどもは20時、その他のこどもは21時を消灯とし、朝は7時を起床時間としている。規則正しい生活リズムが身につくように決まった時間に床に就かせ、消灯後は職員もなるべく会話を控えるように配慮している。照明については夜間指導員が状況に応じて調整しているが、一部屋を2室に分けている経緯もあり、個々の部屋の明るさや温度調整に難しい面がある。室温は職員室にて一元管理を行っている。また寝具類は衛生および安全面に配慮し、3年以内を目途に新品に入れ替えるとしている。</p> <p>畳敷きの居室は、こどもの持ち物等は置かれておらず寒々しい雰囲気となっている。こどもが寝やすい環境となるため、こどもの意向を聞くことも大切かと思われる。</p>	
【No.43】 こどもの健康管理を適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>入所時に、嘱託医による健康診断を実施している。職員は毎日、朝礼・昼礼時の確認だけでなく、こども一人ひとりの健康状態について体重の増減など継続的に把握し、看護師と情報を共有している。日常的には、食欲、表情、様子等を通して健康状態を確認している。体調不良や変化が認められた場合は、担当児童福祉司と協議のうえ速やかに医療機関を受診するなど、適切な対応を行っている。</p>	

[No.44] こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>入所後、学力テストを実施して、こどものレベルに応じた学習指導を行うとしている。小学生以上のこどもを対象に、午前9時30分から11時45分までを学習時間に設定して支援している。教科は学習の押し付けとならないよう配慮し、本人が自主的に選択した科目について学習指導員が教えている。教材はこどもの特性や学力、学年や習熟度に応じて提供されており、個別に配慮が必要なこどもについては、職員が同席するなどして支援している。現在は、通学支援やリモート授業への参加支援は行っていないが、個々の状況に応じて、卒業式や修学旅行、スクーリング等の学校行事への参加が可能となるような支援を行っている。</p>	
[No.45] 無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>無断外出への対応については、対応マニュアルが整備され、事前対応から発生時の手続きまで明確に示されている。受入れ時のアセスメントを通じて、無断外出の可能性のあるこどもについては職員間で情報共有し、見守りを強化して未然防止に努めている。</p> <p>児童相談所全体で年1回、無断外出対応訓練が実施されている。日常的には、こどもの思いや不安を丁寧に聴き取り、相談しやすい雰囲気を作り、信頼関係を構築して無断外出に繋がらないよう取り組み、事例が生じた際は、分析と振り返りを行い再発防止に努めている。</p>	
[No.46] 未就学児に対して適切な保育を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>午前中は、就学児の学習を妨げないように、中庭で自由に体を使う遊びを中心とした保育が行われている。ブロック・ままごと・大型積み木等の遊び道具等が用意され、遊戯室や食堂を活用しての遊びや、お絵描き、制作活動など、さまざまな教材を用いた保育が行われている。しかし、学齢児と生活空間を共用することもあるため、未就学児がより安心して過ごせる生活空間を確保するための工夫が望まれる。</p> <p>こどもの表情や非言語の発出などはしっかり受け止めて、こどもが安定するように十分に配慮して保育を行っている。</p>	
2. アセスメント・支援方針	
[No.47] こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>一時保護を行う時点で相談部門が把握したこどもや家庭、学校等に関する情報は速やかに一時保護所に伝えられている。また一時保護所におけるこどもの様子や、こどもの意見・意向については情報共有システムや口頭で相談部門に報告し、援助方針に反映できるように情報を共有し連携を図っている。</p>	
[No.48] 一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>三者協議で整理された行動観察のポイントに沿って、保護所職員は、こどもの全生活場面を通して行動観察を行い、日誌に個人別に記録し、毎朝の職員会議で発表し、全職員がこどもの状況を把握したうえで支援を行っている。観察項目は、こどもの状態を多面的に把握できるように工夫されている。担当職員が作成した行動観察表については、観察会議で確認・修正を行い客観性の確保に努めている。</p> <p>行動観察は、こどもの言動の観察のみならず、職員の所見、実施したことなど、詳細に記録されている。また、こどもの強みについての視点も意識して観察し記録している。</p>	
[No.49] 行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】</p> <p>こどもの観察結果については、毎朝の職員会議において前日のこどもの状況の引き継ぎが行われており、日常的に情報共有が図られている。観察会議は適宜開催され、その内容を基に行動観察表が作成されている。また課題のあるこどもについては随時会議を開催し対応を検討している。</p> <p>ガイドラインによると、観察会議には担当児童福祉司や担当児童心理司が参加することを原則としており、参加できない場合の方策について検討しておくことが望まれる。</p>	

[No.50] 行動診断や援助指針(援助方針)に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 入所時のアセスメントや行動診断、援助指針に基づき、一時保護所としての支援方針を定め、職員間で共有して支援している。生活支援においては、日課やルールを基本としつつも、個別の課題を抱えている子どもについては、職員会議で検討を重ね、子どもの状態に応じた柔軟な個別ケアを行っている。</p>	
No.51 総合的なアセスメントや援助指針(援助方針)の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 総合的なアセスメントと援助方針の決定にあたっては、援助方針会議に一時保護課課長が参加し、一時保護所で実施した行動観察を基に行った行動診断を提出し、援助指針の決定の判断に加わっている。</p>	
No.52 一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針(援助方針)の見直しの提案を行っているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 日々の観察を通じて把握された子どもの変化については、職員会議で検討し、必要に応じて支援方針の見直しを行い、変化に応じた支援になるように取り組んでいる。入所後30日を経過した場合には、児童指導員、担当児童福祉司、担当児童心理司による三者協議(30日協議)を実施し、今後の方向性について検討している。</p>	
[No.53] 親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 親子関係再構築支援の視点において、家族との面会や連絡、家族等に関する情報は、担当児童福祉司から子どもに伝えられている。家族と面会した後の子どもの様子は、担当児童福祉司が記録に残しており、一時保護所職員とも共有している。また、家庭の状況を子どもに説明する資料などについて、子どもが理解しやすい方法等、担当児童福祉司から相談を受けた際は、児童指導員は、必要に応じて情報提供を行っている。しかし、親子関係再構築支援に関する検討には、通常、児童指導員は参画せず、必要に応じて協力している。</p>	
3. 一人ひとりの特性や課題等への対応	
[No.54] 子どもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護開始時に、担当の児童福祉司・児童心理司によるアセスメントが実施され、情報は保護所に伝えられている。三者協議で得られた子どもの特性や背景、行動観察のポイント等を、保護所内で共有して丁寧な行動観察を実施している。 児童心理司による性加害の子どものための心理プログラムも実施されている。 保護所では、入所時のオリエンテーションで、身体接触の禁止について説明するとともに、同性の職員が対応するようにしている。 過去には中学生を対象に、相談部署の保健師による性教育を実施したり、保護所の看護師による個別の性教育が実施されている。今後も、子どもの課題に応じた性教育の充実が望まれる。 また、保護所内での性加害等の未然防止と性的問題行動が起きた場合の適切な対処のために、マニュアルの整備と職員研修の充実が望まれる。</p>	
[No.55] 他害や自傷等の行為を行う可能性のある子どもに対して適切な対応を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護開始時に、担当の児童福祉司・児童心理司によるアセスメントが実施され、情報は保護所に伝えられている。三者協議で得られた子どもの特性や背景、行動観察のポイント等を、保護所内で共有して丁寧な行動観察を実施している。 入所後、初回の入浴の際は、身体の状態を目視している。他害・自傷・破壊行動などが生じた際は、子どもが落ち着きを取り戻したときに、子どもに寄り添い一緒に振り返りを行っている。また、毎週、子どもたちを対象に、児童心理司による集団心理療法も実施されている。 他害や自傷等の未然防止、生じた際の対応について、マニュアルを整備し、職員研修を充実することが望まれる。</p>	

[No.56] 重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 近年、重大事件に係る触法少年の受入れは行われていない。個室は、男女各1部屋のみであり、年齢差のあるこどもたちの集団生活であり、他のこどもの生活への影響を考慮すると、重大事件に係る触法少年と思料されるこどもを受け入れる環境が十分整っているとは言えない。事案が発生した場合は、家庭裁判所と協議の上、連携して適切な対応を行うとしている。</p>	
[No.57] 障害児(発達障害、知的障害、身体障害等)を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 建物の構造上、身体障害を有するこどもの受入れは難しいため、必要に応じて病院・こども医療療育センター・障がい児入所施設等に一時保護を委託することになっている。軽度の発達障害や知的障害をもつこどもについては、受け入れている。職員は、障害の特性に応じて視覚的な配慮や伝え方に工夫して支援に努めている。 こどもの特性に応じたケアを行うために、職員の専門性を更に高めるための研修の充実を期待したい。</p>	
[No.58] 健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 会計年度任用の看護師が配置されており、健康管理・受診同行・服薬管理等、健康上配慮が必要なこどもの状態に応じたケアや受診支援が行える体制となっている。入所時、こどもが持参した薬品などは、看護師によりお薬手帳で確認されている。 看護師不在時の対応について、服薬管理マニュアルを整備することが望まれる。また、健康上配慮が必要なこどもの受け入れ可否についての判断基準を設定することも望まれる。</p>	
4. 一時保護施設からの退所に向けた支援	
[No.59] 一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	—
<p>【判断した理由・根拠】 退所後の新たな生活環境に関する情報は、担当児童福祉司との面接においてこどもに伝えられている。保護所職員は面接後のこどもの様子を観察しながら心のケアを行い、退所の日まで、通常通りの雰囲気配慮しながら適切な支援となるよう努めている。しかし、こどもの個人情報漏洩防止、他のこどもへの影響に配慮して、退所日当日、担当児童福祉司からこどもに退所が伝えられている。 こどもが心の準備をするための時間に配慮し、伝える時期について検討することも期待したい。 退所後も児童相談所に相談できること、SOSの出し方など、担当児童福祉司が伝えている。</p>	
[No.60] 一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 保護所におけるこどもの情報は、行動観察表にまとめられ、援助方針会議を経て担当児童福祉司から家庭、施設や里親など新たな生活環境へ情報提供されている。家庭復帰の場合は、学校や関係機関、要保護児童対策地域協議会等にも適切に情報を提供している。</p>	
第4部 一時保護施設の管理運営	
1. 安全管理	
[No.61] 一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 中央児童相談所一時保護所運営指針は、平成30年に施行されて以降、見直し等の記録はない。また、一時保護課職員業務マニュアルは平成31年から見直しが行われていない。令和6年の一時保護ガイドライン全部改正にもとづいて、令和7年2月から熊本県福祉総合相談所児童一時保護所運営方針の修正作業が実施されており、令和7年度中に完成の予定となっている。修正後の運営方針に基づいて安全計画、業務継続計画等が策定される予定となっている。</p>	
[No.62] こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 遊具の安全点検は、担当職員により毎月1回、業者により毎年1回実施され報告書が提出されている。また、保護所内の破損箇所等については、職員が毎日確認することとなっている。壁紙の剥がれ、壁の破損等は、都度、応急措置が取られているが、十分とは言えない。 必要な修繕を計画的に行うとともに、緊急修繕に備えて一定の修繕費を予算として確保しておくことが必要と思われる。</p>	

[No.63] 災害発生時の対応は明確になっているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 火災等の非常災害に備えて、毎月、避難計画に基づき、こどもと職員が参加して日中・夜間の火災を想定した火災避難訓練、隔月で風水害・地震等の防災訓練を実施している。火災訓練では、消防署への緊急通報も行い協力が得られている。 災害時には、相談部門の協力も必要と考えられるので、相談部門職員も含めた協力体制を作り、避難訓練への参加を依頼することも期待したい。</p>	
[No.64] 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	a
<p>【判断した理由・根拠】 感染症予防マニュアルが整備されており、予防や発生時の対応が明確になっている。一時保護受入れ時に、検温を行い、感染症の疑いがないか確認している。発熱や体調不良の症状が見られた場合は、居室での静養を基本とし感染の予防に努めている。食事前の手洗い・消毒も徹底して行っている。職員に発熱があった場合は、出勤を控えることとしている。</p>	
[No.65] 一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 入所時の所持品は、一部の心理的に大切な物を除き、「一時保護児童の所持品一覧表」に記載され、保管場所を明記して保管し、保護解除時に受領書に署名を得て返還することとしている。 しかし、近年、返却漏れ等が生じたこともあることから、保管と記録の方法等に関して、工夫・見直しが望まれる。</p>	
2. 施設運営計画	
[No.66] 一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	b
<p>【判断した理由・根拠】 一時保護所年間計画は、主に行事計画が文書化されている。本年度実施すべき事業は、一時保護課職員の個々の事務分掌表に明記されているが、一時保護所としての事業計画の文書化は見られない。単年度の事業計画として明文化し、一時保護所全職員で共有することが望まれる。 また、年度の目標については、年度末に達成度が測れるように、より具体的に明記することが望まれる。</p>	
[No.67] 一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	a
<p>【判断した理由・根拠】 毎年、自己評価を実施し、3年に一度、第三者評価を受審して結果を公表している。意見箱に入れられたこどもの意見・要望や、退所時のこどもアンケート等から改善点を把握し質の向上を図っている。 また、今回の第三者評価受審に際しては、熊本県中央児童相談所所長をはじめ、児童施設・初動課、児童支援課、心理判定課の課長が自己評価に参加しており、一体となって一時保護所の質の向上に向けて取り組んでいる。</p>	